

さいたま市告示第912号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

塚本町自治会

2 変更した事項

(1) 主たる事務所 さいたま市西区塚本町3丁目125番地

(2) 代表者の氏名及び住所 中嶋 泰彦 さいたま市西区塚本町3丁目125番地

3 変更年月日

令和8年4月4日